表彰の取扱いに関する規程

昭和41年５月31日
訓令第７号

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
| 改正 | 昭和43年８月16日訓令第22号 | 昭和46年３月31日訓令第５号 |
|    | 昭和52年５月16日訓令第６号 | 昭和53年２月17日訓令第２号 |
|    | 昭和55年４月28日訓令第14号 | 昭和55年12月９日訓令第25号 |
|    | 平成３年５月31日訓令第10号 | 平成６年３月31日訓令第５号 |
|    | 平成７年５月30日訓令第８号 | 平成10年３月31日訓令第１号 |
|    | 平成11年３月31日訓令第５号 | 平成12年３月14日訓令第１号 |
|    | 平成17年７月８日訓令第32号 | 平成19年３月30日訓令第６号 |
|    | 平成20年３月31日訓令第１号 | 平成22年３月30日訓令第７号 |
|    | 平成23年３月29日訓令第１号 | 平成25年３月29日訓令第２号 |
|    | 平成26年４月15日訓令第14号 | 平成28年３月29日訓令第９号 |
|    | 令和元年６月11日訓令第７号 |    |

庁中一般

出先機関一般

表彰の取扱いに関する規程を次のように定める。

表彰の取扱いに関する規程

（趣旨）

**第１条**　この訓令は、知事の行なう表彰について、別に定めるもののほか、その種類、選考の基準その他表彰事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

**第２条**　この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(１)　局長　神奈川県職員の職の設置等に関する規則（昭和33年神奈川県規則第53号。以下「職の設置規則」という。）第３条第１項に規定する局長及び会計局長をいう。

(２)　課長　職の設置規則第３条第１項に規定する室長及び課長をいう。

(３)　所長　職の設置規則第５条第１項に規定する所長をいう。

（表彰の主体）

**第３条**　表彰は、知事のほか、局長及び所長が行うことができる。

２　前項の表彰をしようとするときは、別に要綱等を定めることができる。

（被表彰者）

**第４条**　表彰を受けることができるものは、個人又は団体とする。

（表彰の種類）

**第５条**　表彰の種類は、次に掲げるとおりとする。

(１)　表彰状による表彰

(２)　感謝状による表彰

(３)　賞状による表彰

(４)　賞品、記章等による表彰（以下「賞品等による表彰」という。）

（被表彰者の選考）

**第６条**　表彰状による表彰を受けることができるものは、県勢の伸展に努め、その功績が他の模範となり推奨するに足りると認められるものとし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによつて選考する。

(１)　知事名による場合　その功績が特に顕著なもの

(２)　局長名による場合　その所掌事務に係るものについてその功績が顕著なもの

(３)　所長名による場合　その所掌事務に係るものについてその功績が前２号に該当しないもの

**第７条**　感謝状による表彰を受けることができるものは、県行政に寄与し、その功績が顕著で感謝するに足りると認められるものとし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによつて選考する。

(１)　知事名による場合　その功績が特に顕著なもの

(２)　局長名による場合　その所掌事務に係るものについてその功績が顕著なもの

(３)　所長名による場合　その所掌事務に係るものについてその功績が前２号に該当しないもの

**第８条**　賞状による表彰を受けることができるものは、審査会、品評会、コンクール、共進会その他の行事、催し等（以下「行事等」という。）において特に成績が優れたものとし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによつて選考する。

(１)　知事名による場合　その行事等が原則として全県にわたるものであつて、その成績が特に高く評価されるもの１点。ただし、県が主催する場合は、この限りでない。

(２)　局長名による場合　その所掌事務に係る行事等であつて、その対象が比較的広域にわたるもの

(３)　所長名による場合　その所掌事務に係る行事等であつて、その対象が専らその所管区域内のもの

**第９条**　賞品等による表彰は、書面によらないで表彰することが適当と認められる場合に行うものとする。

２　賞品等による表彰については、前３条の規定を準用する。

（再度表彰）

**第10条**　表彰されたものがさらに同様の功績があつたときは、重ねてこれを表彰することができる。

（遺族追賞）

**第11条**　表彰を受けることが決定した者が表彰前に死亡したときは、その表彰状、感謝状、賞状又は賞品等は、これを遺族に贈るものとする。

（欠格条項等）

**第12条**　表彰状又は感謝状による表彰は、次の各号のいずれかに該当するものについては、原則として行わないものとする。

(１)　刑罰を受けて別に定める期間を経過しない者

(２)　起訴されている者

(３)　その他表彰することが不適当と認められるもの

２　賞状による表彰は、行事等が次の各号のいずれかに該当する場合は、原則として行わないものとする。

(１)　主催するものの営利を主眼とするとき又は公共の福祉に反すると認められるとき。

(２)　個人が主催するとき。

(３)　その他表彰することが不適当と認められるとき。

３　賞品等による表彰については、前２項の規定を準用する。

（用紙の規格）

**第13条**　表彰状、感謝状及び賞状（以下「表彰状等」という。）の用紙の規格は、原則として、次の表のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |
| 表彰の主体 | 用紙の規格 |
| 知事 | 日本産業規格　　　　　　Ｂ３ |
| 日本産業規格　　　　　　Ａ３ |
| 日本産業規格　　　　　　Ｂ４ |
| 日本産業規格　　　　　　Ａ４ |
| 局長又は所長 | 日本産業規格　　　　　　Ａ３ |
| 日本産業規格　　　　　　Ｂ４ |
|    | 日本産業規格　　　　　　Ａ４ |

（副賞）

**第14条**　表彰状等による表彰には、副賞を贈ることができる。

（推薦書及び交付願）

**第15条**　推薦に基づき表彰状又は感謝状による表彰をしようとするときは、当該推薦をするものから、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した推薦書を徴収するものとする。

(１)　個人を推薦する場合

ア　履歴

イ　表彰の対象となる功績

ウ　その他参考事項

(２)　団体を推薦する場合

ア　団体の名称及び主たる事務所の所在地

イ　団体の組織及び沿革の大要

ウ　定款、規約等の写し

エ　表彰の対象となる功績

オ　その他参考事項

２　県以外のものが主催する行事等において賞状による表彰をしようとするときは、当該行事等の主催者から、次に掲げる事項を記載した交付願を徴収するものとする。

(１)　行事等の名称、目的及び内容

(２)　行事等の開催年月日及び場所

(３)　行事等の主催者及び後援者

(４)　行事等の審査の規則又は要領

(５)　行事等に参加するものの種類別員数

(６)　表彰の方法又は要領

(７)　その他参考事項

３　賞品等による表彰については、前２項の規定を準用する。

（受領書等の徴収）

**第16条**　前条第２項（同条第３項において準用する場合を含む。）に規定する場合において、課長又は所長は、行事等の主催者に賞状又は賞品等を交付するときは受領書（[第１号様式](https://en3-jg.d1-law.com/kanagawa-ken/HTML_TMP/svhtml1359763641.0.Mokuji.35.0.DATA.html#JUMP_SEQ_144)）を、行事等が終了したときは受賞者報告書（[第２号様式](https://en3-jg.d1-law.com/kanagawa-ken/HTML_TMP/svhtml1359763641.0.Mokuji.35.0.DATA.html#JUMP_SEQ_146)）を、当該行事等の主催者から徴収するものとする。

（動静掌握）

**第17条**　課長及び所長は、表彰に値するものの掌握に努めなければならない。

（表彰の記録）

**第18条**　課長又は所長は、その所掌に係る被表彰者（第８条（第９条第２項において準用する場合を含む。）の規定による被表彰者を除く。）の表彰に係る情報を記録し、保管しなければならない。

（知事室長への回議）

**第19条**　表彰しようとするとき又は第３条第２項の規定により要綱等を定め、若しくはこれを改廃しようとするときは、政策局知事室長（以下「知事室長」という。）に回議しなければならない。ただし、知事室長が別に定める定例的な表彰をしようとするとき又は当該要綱等について知事室長が別に定める軽微な改正をしようとするときは、この限りでない。

２　知事室長は、前項の回議を受けたときは、必要な調整をし、又は意見を述べることができる。

（共催の場合の特例）

**第20条**　県と他の団体との共催による行事等において、特に表彰しようとするときは、この訓令の趣旨に反しない範囲で、共催団体との協議により表彰することができる。この場合は、前条の規定を準用する。

附　則

この訓令は、昭和41年６月１日から施行する。

附　則（昭和43年８月16日訓令第22号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附　則（昭和46年３月31日訓令第５号）

この訓令は、昭和46年４月１日から施行する。

附　則（昭和52年５月16日訓令第６号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附　則（昭和53年２月17日訓令第２号）

１　この訓令は、公表の日から施行する。

２　この訓令の施行の日前に作成された改正前の第４号様式による被表彰者台帳は、改正後の第４号様式による被表彰者台帳とみなす。

３　改正前の様式に基づいて調製した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附　則（昭和55年４月28日訓令第14号）

１　この訓令は、公表の日から施行する。

２　この訓令の施行の日前に作成された改正前の第４号様式による被表彰者台帳は、改正後の第４号様式による被表彰者台帳とみなす。

３　改正前の様式に基づいて調製した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附　則（昭和55年12月９日訓令第25号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附　則（平成３年５月31日訓令第10号）

この訓令は、平成３年６月１日から施行する。

附　則（平成６年３月31日訓令第５号）

１　この訓令は、平成６年４月１日から施行する。

２　この訓令の施行の日前に作成された改正前の第３号様式又は第４号様式による被表彰者台帳は、改正後の第３号様式又は第４号様式による被表彰者台帳とみなす。

３　改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、使用することができる。

附　則（平成７年５月30日訓令第８号）

この訓令は、平成７年６月１日から施行する。

附　則（平成10年３月31日訓令第１号）

この訓令は、平成10年４月１日から施行する。

附　則（平成11年３月31日訓令第５号）

この訓令は、平成11年４月１日から施行する。ただし、第19条の改正規定は、神奈川県部設置条例等の一部を改正する条例（平成10年神奈川県条例第42号）の施行の日〔平成11年６月１日〕から施行する。

附　則（平成12年３月14日訓令第１号）

この訓令は、平成12年４月１日から施行する。

附　則（平成17年７月８日訓令第32号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附　則（平成19年３月30日訓令第６号）

この訓令は、平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成20年３月31日訓令第１号）

この訓令は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成22年３月30日訓令第７号）

この訓令は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成23年３月29日訓令第１号）

この訓令は、平成23年４月１日から施行する。

附　則（平成25年３月29日訓令第２号）

この訓令は、平成25年４月１日から施行する。

附　則（平成26年４月15日訓令第14号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附　則（平成28年３月29日訓令第９号）

この訓令は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（令和元年６月11日訓令第７号）

この訓令は、令和元年７月１日から施行する。

第１号様式（第16条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）



第２号様式（第16条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

